

☞ 損害賠償債務の肩代わり

Q：私の長男が車で人身事故を起こし、示談の結果、被害者に3千万円の損害賠償をしなければならなくなりましたが、長男は就職後まもなくであり、3千万円の支払能力がありませんので、不足分は私が負担しました。

このような場合、私の負担した分は長男への贈与になりますか。

A：資力を喪失して債務弁済が困難な場合に、扶養義務者であるあなたが長男に代わって損害賠償責任を履行しても、その債務の肩代わりについては、贈与税は課税されません。

【解説】

財産を著しく低い価額で譲り受けた場合や、債務の肩代わりをしてもらったような場合には、それによって利益を受けることとなりますから、贈与による財産の取得とみなされ、贈与税が課税されます。

しかし、次のいずれかに該当するときは、贈与とみなされた金額のうちその債務の弁済が困難である部分については贈与税は課税されないこととされています。

- (1)債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務の全部又は一部の免除を受けたとき
- (2)債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、債務者の扶養義務者によってその債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき

ご質問の場合、長男に資力がないものとするれば、(2)に該当するものとして贈与税は課税されないものと思われます。

